**高等学校等就学支援金事務処理システム（共通）**

**バージョンアップについて**

V3システムにおいて不具合の修正を致しましたのでご案内いたします。

|  |
| --- |
| **【不具合対応1】収入状況審査処理における生徒ステータス不具合について** |
| 1. **都道府県用システムの「収入状況審査」画面で、特定の処理をすると、誤ったステータス・支給額で確定してしまう。** 2. **学校用システムの「収入状況審査結果確認」画面で、１．の「収入状況審査A-16.csv」を取り込むと、誤ったステータス・支給額で登録してしまう。**   対象バージョン：3.2.11以降 発生条件：都道府県用システム「収入状況審査」→「詳細情報変更」画面において、「申請なし」として登録、**「反映して次へ」ボタン押下後に**確定すると、次の生徒のステータスに不具合が生じることがあります。（条件について詳しくはヘルプデスクまでご連絡下さい）  〈ステータス・支給額の確認方法〉  「収入状況審査」画面から「収入状況審査結果一覧」と「受給資格認定結果一覧」を出力して頂き、「所得制限・加算区分」欄と「総支給額」欄の金額が一致しているかをご確認頂きますようお願いします。（例：「所得制限」なのに総支給額に金額が表示されている者等）  修正が必要な場合は、個別に対応させていただきます。バージョンアップを行って頂いた後ヘルプデスクまでお問い合わせ下さい。 |

|  |
| --- |
| **【不具合対応2】収入状況届出で遡及を行った場合のステータス誤りについて** |
| 1. **学校用システムの「収入状況届出」画面で、前の期間区分に遡及して申請すると、特定の条件下でステータス及び支給額が正しく登録されない。** 2. **都道府県用システムの「収入状況審査」画面で、１．の「収入状況届出A-15.csv」を取り込むと、正しい帳票が出力されない。**   対象バージョン：3.2.13以降 発生条件例：平成28年4月に入学、同年4月の資格申請、及び同年7月の収入状況届出にて不認可とした生徒に対し、4月から遡及処理を行うこととなりました。遡及処理を行うため、収入状況届出画面より平成28年4月で認可処理を行うとステータスと支給額が正しくなりません。  バージョンアップの後自動修正されないため、別添FAQを参照の上ご対応頂くか、ヘルプデスクまでお問合せ下さい。 |

|  |
| --- |
| **【不具合対応3】支給者（受給者）台帳に生徒が表示されない不具合について** |
| 1. **都道府県、及び学校用システムの「支給者（受給者）台帳」画面で、支給停止及び支給再開した生徒が表示されない。**   対象バージョン：3.2.14までのすべてのバージョン 発生条件：支給停止・支給再開により受給終了年度が変更となる生徒は、変更後の年度において支給者（受給者）台帳に表示されなくなるという不具合が発生しました。 |

* バージョンアップの前に必ずKSS3フォルダのコピーを取りましょう。単位制等でKSS3フォルダを複数で運用されているところは、その分コピーをお取りください。  
  またコピーしたKSS3フォルダは今後、誤って使用することがないようフォルダ名を変更するなど管理には十分お気を付けください。（フォルダ名例：KSS3-ver3.2.13やKSS3-160913等）
* バージョンアップに失敗した時はコピーしたKSS3を更にコピーして戻し、バージョンアップをやり直してください。最初にコピーしたフォルダは元フォルダとして残してください。
* 本修正を適用するにはVer3.2.14へバージョンアップ後に本バージョンアップを適用する必要がありますのでご注意ください。

このご案内に関するお問い合わせはシステムヘルプデスクまでメールにてお願いいたします。

文部科学省高校修学支援室システムヘルプデスク

E-mail: shuugakusystem@mext.go.jp  
受付時間：平日 10:00～17:00

以上